

南島原市建設工事等に係る事故対応マニュアル

令和4年10月14日

1. 目的

このマニュアルは南島原市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び建設工事に類する委託（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、工事等を所管する課（以下「所管課」という。）並びに受注者の事故報告等に関する手続について、必要な事項を定めるものである。

※建設工事に類する委託：樹木剪定、除草業務委託、各種公共施設点検業務委託等

2. 報告の対象

事故発生時の報告は、工事等の施工に関連する作業において発生した事故のうち、次にあげるものを対象とする。

(1) 労働災害

工事区域における工事の作業に起因して工事関係者が死傷した事故及び輸送作業に起因して工事関係者が死傷した事故

(2) 負傷公衆災害

工事作業に起因して工事関係者以外の者（以下「第三者」という。）が死傷した事故

(3) 物損公衆災害

工事作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故

(4) もらい事故

第三者の行為が原因で、工事関係者が死亡又は負傷した事故

3. 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「応急措置」、「初動対応」、「事後対策」の各段階に応じて適切に処理するものとする。

○応急措置

受注者は、工事等において事故が発生したときは、救護の対応を行うとともに、事故の拡大を防止し、現場の安全を確保するための措置を行わなければならない。

○初動対応

- (1) 受注者は、事故の状況原因を的確に把握し、直ちに監督職員及び所管の労働基準監督署、警察署、消防署その他関係機関に通報（報告）する。
- (2) 監督職員への報告を行った後は、情報を収集し、事故の原因、内容及び当該工事等の概要を事故等発生速報（様式1）により速やかに監督職員に提出する。
- (3) 監督職員は、受注者から事故の報告を受けた場合は、所管課長、管財契約課へ報告する。また、大規模な事故により避難指示など重大な影響が発生する場合や不発弾の発見等報道による注意を促す必要がある場合は、即時公表について協議を行う。

○事後対応

- (1) 受注者は、図面、写真等作成、事故の措置及び再発防止策の検討後、速やかに事故等発生報告書（様式2）を提出する。
- (2) 監督職員は、前号の報告を受けた場合、事故等発生報告書に記載された内容について事実関係を確認し、管財契約課へ報告しなければならない。

4. 添付書類

(1) 事故等発生速報（様式1）

	名 称	備 考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等事故発生時の状況が分かるもの
2	事故現場の写真	現場の状況が分かるもの ※平面図等に撮影方向を記載
3	安全管理組織表	施工計画書に記載されたもの
4	施工体系図	※下請契約がある場合のみ
5	被災者の雇用状況	※労働災害のみ 被災者が所属会社に雇用されていることが証明できる資料 (健康保険証、住民税特別徴収税額の決定通知書等)
6	施工計画書	事故の起きた作業に関する施工方法、安全管理部分の抜粋

※書類については、直ちに報告を行う必要があるため、作成に時間を要する資料については事故等発生報告書（第2報）での提出を認める。

(2) 事故等発生報告書 (様式2)

	名 称	備 考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等事故発生時の状況が分かるもの 事故の発生原因や法、契約、手順違反を説明する資料
2	労働者死傷病報告	労働安全衛生規則第97条 ※労働災害のみ (労働基準監督署の受領印があるものの写し)
3	使用停止等命令書 上記に対する報告	法違反があり、作業の全部又は一部の使用停止、建設物等の全部 又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要 な事項を労働基準監督署長が事業者に対し命令するもの【行政処分】 使用停止等命令書を受けた事項に対する是正 (改善) 報告書 ※労働基準監督署の受領印があるものの写し
4	是正勧告書 上記に対する報告	法違反の是正を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交 付するもの【行政指導】 是正勧告を受けた事項に対する是正 (改善) 報告書 ※労働基準監督署の受領印があるものの写し
5	指導票 上記に対する報告	法違反ではないが、改善を求める場合に労働基準監督官が事業者 に対し交付するもの【行政指導】 指導を受けた事項に対する是正 (改善) 報告書 ※労働基準監督署の受領印があるものの写し
6	医師の診断書等	全治日数等が分かるもの
7	被災者への対応報 告書	災害への補償等の対応状況が分かるもの ※負傷及び物損公衆災害のみ

※2～5の添付書類については、労働基準監督署において死傷病報告、命令・勧告・指導票に対
する是正報告書等が受理された段階で提出すること。